

証明書等交付手数料の改定のお知らせ

潮来市では、行政サービスの利用にかかる負担の公平性の観点から令和7年4月1日より、窓口等における各種証明書等の交付手数料について、以下のとおり料金を改定します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

(1件あたり)

手数料の種類	現行料金(円) 3月31日まで	新料金(円) 4月1日から	お問合せ
狂犬病予防注射済票交付手数料	350	550	環境課 ☎63-1111 (内線252)
狂犬病予防注射済票の再交付手数料	200	300	
※土地に関する証明手数料	200	300	税務課 ☎63-1111 (内線131～139)
※建物に関する証明手数料	200	300	
資産に関する証明	200	300	
納税に関する証明手数料(軽自動車の継続検査申請書を除く)	200	300	
(新規)課税に関する証明	—	300	
公簿、公文書及び図面の閲覧手数料	200	300	
公簿、公文書及び図面の謄抄本手数料	200	300	
差押調書写の閲覧手数料	200	300	
差押調書写しの謄抄本手数料	200	300	
不在籍又は不在住に関する証明手数料	200	300	市民課 ☎63-1111 (内線112～116)
身分に関する証明手数料	200	300	
印鑑に関する証明手数料	200	300	
印鑑登録証の交付手数料	200	300	
(新規)印鑑登録証の再交付手数料	—	500	
住民票の写し手数料	200	300	
住民基本台帳の閲覧手数料	200	300	
戸籍附票の謄抄本手数料	200	300	
住民票の記載事項に関する証明手数料	200	300	
住民基本台帳法による広域交付住民票交付手数料	200	300	
独身に関する証明手数料	200	300	
前各号以外の各種証明	200	300	

※について、1件を超え1枚を増すごとに100円を加えることについては変更ありません。

○戸籍の証明書(戸籍謄本抄本・除籍謄本抄本・改製原戸籍謄本抄本)の手数料の改定はありません。

【郵送で証明書を請求する場合】

令和7年4月1日発行分からは手数料を改定しますので、郵送請求は日にちに余裕をもって申請をお願いします。令和7年3月末日に到着していても、書類の不備等により証明書等の発行が4月以降になった場合には、改定後の手数料となります。その際には、改定前と改定後の差額分の手数料を郵送していただくことになりますので、あらかじめご了承ください。